

電子現金納付による納付を行う場合、事前に「電子現金納付専用パスワード」と「電子現金納付専用カナ氏名」の登録が必要です。設定しているか分からない、設定していない場合は、先に「[電子現金納付の事前準備](#)」を参照してください。

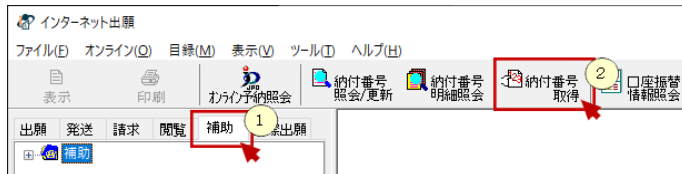
- (1) デSKTOPの「インターネット出願」をダブルクリックします。
「証明書モード確認」で、お使いの電子証明書に合わせて、「証明書ストア」か「ICカード」をクリックします。



- (2) 本人認証画面で Pin を入力して「起動」をクリック

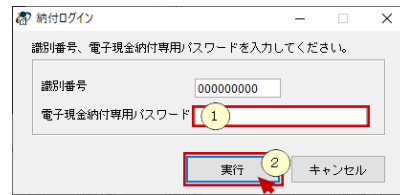
ファイルタイプ証明書(証明書ストアモード)の場合	ICカードタイプの証明書(ICカードモード)の場合
<p>識別番号を選択 →Pinを入力 (証明書ストアのパスワード) →「起動」クリック</p>	<p>(1) 認証局サービス名を選択してください (2) ICカードをセットしてください (3) Pin(CAカードの証明書パスワード)を入力して、「起動」をクリックしてください →「起動」クリック</p>

- (3) ① 「補助」タブをクリック
② 「納付番号取得」をクリック

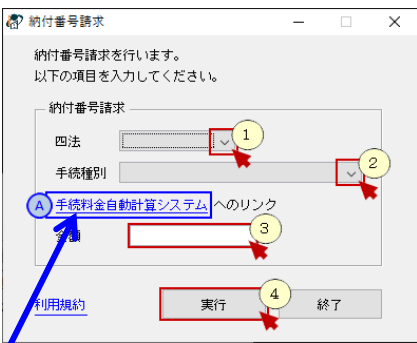


- (4) 『利用規約』が表示された場合は、確認して「同意する」をクリックします。

- (5) 『納付ログイン』画面では、識別番号は自動的に入ります。正しいことを確認します。
① 「電子現金納付専用パスワード」を入力
② 「実行」をクリック



- (6) 『納付番号請求』画面が表示されます。



電子現金納付は、手数料を必要とする **1 書類毎に納付番号を取得します。**書類の情報をこの画面に設定します。

- ① 「四法」横の▼をクリックし、選択 (提出する書類に応じて選択します。)
- ② 「手続種別」横の▼をクリックし、選択 選択するものが不明な場合は、4ページ目の「[手続種別 対応表](#)」を参考にしてください。
- ③ 金額を入力(数字のみ)
- ④ 「実行」をクリック

金額が分からない場合の確認方法

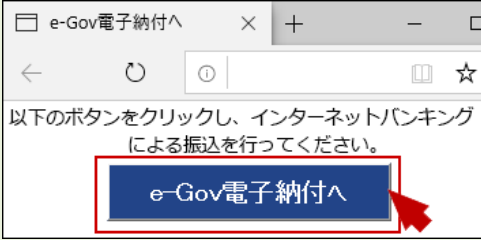
1. **A** 「[手続料金自動計算システム](#)」をクリック
2. 手続料金計算システムが開くので、今回提出する書類に該当するものを選択 (例) 特許願＝「1.国内出願に関する料金」
3. 権利の種類や、計算したい料金を選択 (例) 特許願(通常出願)＝特許 出願料 通常出願
4. 画面下の「計算結果」に料金が表示される

手続料金計算システム	手続料金計算システム												
<p>本ページは、特許・実用新案・意匠・商標(これをまとめて「権利」と呼ぶ)に関する手数料、一部を除きオンラインでも画面で検索が可能です。電子化手数料についてはこちらをご覧ください。</p> <p>計算したい料金を選んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内出願に関する料金 2. 国際出願 (PCT) に関する料金 3. 国際予備審査請求に関する料金 4. 異議申立てに関する料金 5. 異議請求に関する料金 	<p>権利の種類を選択して下さい。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 特許 計算したい料金を選択して下さい (複数選択可)。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 出願料</p> <p><input checked="" type="radio"/> 通常出願 (下記のいずれにも該当しないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 外国語書面出願 (特許法第36条の2) <input type="radio"/> 特許法第38条の3第3項の規定による手続 <input type="radio"/> 特許法第184条の5第1項の規定による手続 <input type="radio"/> 特許法第184条の20第1項の規定による申出 <input type="radio"/> 特許権の存続期間の延長登録出願 												
<p>計算結果</p> <table border="1"> <tr> <td>正総料金</td> <td>¥14,000</td> </tr> <tr> <td>正総料金から軽減される金額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>軽減を反映した後の金額</td> <td>¥14,000</td> </tr> </table>	正総料金	¥14,000	正総料金から軽減される金額	¥0	軽減を反映した後の金額	¥14,000	<p>計算結果</p> <table border="1"> <tr> <td>正総料金</td> <td>¥14,000</td> </tr> <tr> <td>正総料金から軽減される金額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>軽減を反映した後の金額</td> <td>¥14,000</td> </tr> </table>	正総料金	¥14,000	正総料金から軽減される金額	¥0	軽減を反映した後の金額	¥14,000
正総料金	¥14,000												
正総料金から軽減される金額	¥0												
軽減を反映した後の金額	¥14,000												
正総料金	¥14,000												
正総料金から軽減される金額	¥0												
軽減を反映した後の金額	¥14,000												

(7) 通信が行われ、右の『納付番号通知確認』画面が表示されます。

支払方法により、操作が異なります。

- (A) ATMで納付する
- (B) 後で、インターネットバンキングで納付する
- (C) このまま、インターネットバンキングで納付する

(A)、(B)	(C)
<p>[終了]をクリック</p> <p>※納付に必要な番号は、(9)でご案内します。</p>	<p>① [インターネットバンキングによる振込を開始する]をクリック</p> <p>② [e-Gov 電子納付へ]をクリック</p>  <p>③ 専用 Web サイトが開きます。契約金融機関を選択してログインし納付</p> <p>④ この画面は[終了]をクリック</p>
<p>※振込に必要な各種番号が自動設定されます。振込操作は、契約金融機関により異なります。不明な場合は、契約金融機関にお問い合わせください。</p>	



※[納付番号のコピー]は事前に環境設定が必要です。ここでは(10)にて別方法でコピーする方法をご案内します。

(8) (6)の『納付番号請求』画面に戻ります。
他の書類用の番号を取る場合は、同じ操作を繰り返します。
他の書類がない場合は、[終了]をクリックします。

- (9) インターネット出願ソフトの画面に戻ります。
- ① 「20XX 年 XX 月」フォルダを選択
 - ② リスト表示から取得した納付番号を選択
 - ③ [表示]をクリック
 - ④ 納付番号の情報が表示されます。

※「状態」は自動更新ではありません。最新状態を確認する場合は、「納付番号照会／更新」を行ってください。

(7)で、(C)このままインターネットバンキングで納付する場合は、(10)へ進みます。

- (7)で、(A) ATMで納付する
(B) 後で、インターネットバンキングで納付する
の場合は、表示された情報を印刷して、納付時に参照してください。
- ① 表示画面上で右クリック
 - ② [印刷]をクリック

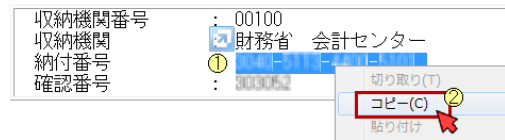
枠内の情報全てが、納付に必要なです。

納付に必要な情報

収納機関番号	: 00100
収納機関	: 財務省 会計センター
納付番号	: XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
確認番号	: XXXXXX

(10) 納付番号をコピーします。

- ① (9)の表示画面内の、「納付番号」横の数字を選択し、
選択した数字の上で右クリック
- ② [コピー (C)]をクリック
(画面上変化はありませんが、パソコンのクリップボードにコピーされます。)



(11) 提出書類の編集画面をワープロソフト等で開きます。

【納付番号】横にカーソルを合わせて右クリックし、[貼り付け]します。(10)でコピーした番号が貼りつきます。



- ※ この操作がうまくいかない場合は、(9)画面を見ながら番号を入力してください。
- ※ 数字の間の「-」も必要です。

(12) 納付番号の取得作業は完了しました。

手数料の納付は前払いが基本です。納付してから書類を提出してください。

●書類の提出方法は、[出願書類／中間書類／納付書などの提出方法](#)、[国際出願願書の提出方法](#)を参照ください。

電子現金納付の事前準備	納付番号照会／更新
<ol style="list-style-type: none"> 1. デSKTOPの「インターネット出願」をダブルクリック 2. 「本人認証」画面の をクリック→[申請人情報・証明書管理ツール]をクリック 3. [申請人情報・証明書の登録]をクリック 4. 「○サービスマニュー照会／変更」を選択し、[起動]をクリック 5. Pinを入力して、[実行]をクリック 6. 識別番号確認画面で、[OK]をクリック(ICカードのみ) 7. 『サービスマニュー内容確認』画面で、 <ol style="list-style-type: none"> ①「電子現金納付専用パスワード登録状況」を選択し、[設定の変更]をクリック 入力画面で全項目を入力して[OK]をクリック ②「電子現金納付者カナ氏名登録状況」を選択し、[設定の変更]をクリック 入力画面に入力して[OK]をクリック 8. [更新]をクリック 9. 『サービスマニュー内容確認』画面の[閉じる]をクリック 10. [申請人情報・証明書管理ツール]の[終了]をクリック 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本手順書(1)、(2)を実行 2. 「補助」タブをクリック 3. [納付番号照会／更新]をクリック 4. 『納付ログイン』画面で、「電子現金納付専用パスワード」を入力し、[実行]をクリック 5. 条件設定は、初期設定のままで結構です。不明な場合は「過去2年間に取得した納付番号全て」を選択し、[実行]をクリック 6. 通信後、インターネット出願ソフト画面右側の一覧表示が最新の状態に更新されます。 <p><参考> 「状態」の意味 「未納付」＝番号を取得して、納付が済んでいない状況 「期限切」＝納付可能期間(30日)に納付しなかったために期限切れとなり、使用できない状況 ※この状態では、納付番号は表示されません。 「納付済」＝納付が済んでいるが、この番号を記載した書類が未提出か、提出済みだが特許庁内部の確認が済んでいない状況 「使用済」＝納付が済み、かつ、特許庁で、提出書類の確認が完了している状況 「還付済」＝手続に使用せず、還付請求を行った場合で、特許庁で還付手続を確認した状態 ※「還付済」に変わった後、振込手続を経て、指定口座に振り込まれます。</p>



手続種別 対応表

手続種別	各種手数料
出願関係	特許出願
	特許法第 36 条第 2 項の外国語書面出願
	特許権存続期間の延長登録出願
	実用新案登録出願
	意匠登録出願
	秘密意匠の請求
	商標登録出願
	防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願
	重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録出願
	誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正
審査(技術評価)関係	出願審査請求
	実用新案技術評価請求
名義変更	承継の届出(名義変更)
期間延長	期間の延長、期日の変更
閲覧	書類の閲覧請求
	原簿の閲覧請求
	ファイル記録事項の閲覧請求
	磁気原簿記録事項の閲覧請求
証明	証明請求
ファイル記録交付請求	ファイル記録事項の交付請求
磁気原簿記録交付請求書	磁気原簿記録の交付請求
謄本(抄本)交付請求	書類謄本の交付請求
	原簿謄本の交付請求
登録証再交付請求	登録証の再交付請求
国際出願関連	特許法第 184 条の 5 第 1 項の規定による手続
	特許法第 184 条の 20 第 1 項の規定による申出
	実用新案法第 48 条の 5 第 1 項の規定による手続
	実用新案法第 48 条の 16 第 1 項の規定による申出
	国際出願手数料
	国際出願送付・調査手数料
	日本国特許庁以外が国際調査をするための送付手数料
	国際調査の追加手数料
	国際予備審査手数料
	国際予備審査の追加手数料
	国際登録出願
	事後指定
	国際登録の存続期間の更新申請
	名義人の変更の記録の請求
審判請求	審判(再審)請求
	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求
	実用新案:明細書又は図面の訂正請求
	特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求
	商標(防護標章)登録異議申立
参加申請、判定請求等	判定請求
	裁定請求
	裁定取消請求
	審判又は再審への当事者の参加申請
	審判又は再審への補助参加申請
登録料(設定)	商標(防護標章)登録異議申立の審理への参加申請
	特許料(設定登録時)
※【納付年分】に「第1年分」を含む場合	意匠登録料(設定登録時)
	類似意匠設定登録時の意匠登録料
	商標(防護標章)登録料(分納含む)
登録料(年金)	特許料(年金)
	実用新案登録料(年金)
※【納付年分】に「第1年分」を含まない場合	意匠登録料(年金)
	防護標章更新登録料
	商標権の分割申請
	更新登録申請(分納含む)